

仕 様 書

委託業務名	秘匿文書等出張細断処理業務
委託期間	契約締結日から令和6年3月31日まで
委託内容	<p>(1) 市役所等から排出される秘匿文書等を細断機搭載車により、細断処理を行う。</p> <p>(2) 作業場所は市役所敷地内とし、作業車は、市が指定した場所に駐車すること。なお、作業場所が庁舎前庭に面しているため、作業中は車両および通行人または来庁者に留意するとともに、文書の取り扱いについては飛散防止等細心の注意を払い作業を実施すること。</p> <p>(3) 作業実施にあたっては、市職員の立会いを求めること。</p> <p>(4) 細断くずが付近に散乱した場合は、清掃を実施すること。</p> <p>(5) 作業終了後は、再資源業者まで直接運搬し、速やかに売却すること。</p> <p>(6) 1日の作業時間は、概ね午前9時から午後5時までとし、その日に細断処理が完了出来ない場合は、翌日に実施する。</p>
令和5年度 処理計画	<p>(1) 令和5年度の予定処理予定量は、18,000kg</p> <p>(2) 作業の実施回数は、原則年6回とする。 なお、排出状況および予算に応じて変更する場合がある。</p>
報告書の提出	<p>(1) 実績報告書の提出は、作業を実施した月の翌月10日までに提出すること。</p> <p>(2) 実績報告書には、処理量、売却先、売却金額および売却費用がわかる書類を添付すること。</p>
委託料の支払	実績報告書の提出後に検査を実施し、委託契約書の規定に基づいて処理量に委託単価を乗じた委託料を支払う。
売却益等の取り 扱い	<p>(1) 裁断後の紙の売却の都度発生した利益または費用は、委託業務の最終月の作業完了後に精算を行う。</p> <p>(2) 精算により利益が発生した場合は、売却金または売却益相当のリサイクル製品を市へ納入すること。</p>
入札方法	<u>入札価格については、処理・運搬に係る経費1kg当たりの単価（税抜き）とし、契約は1kgあたりの単価契約とすること。</u>